二　申請前年度に係る電気需要最適化評価原単位を申請前年度の四年度前の年度に係る電気需要最適化評価原単位で除して得た割合を四乗根して得た割合及び申請前々年度に係る電気需要最適化評価原単位を申請前々年度の四年度前の年度に係る電気需要最適化評価原単位で除して得た割合を四乗根して得た割合のいずれもが九十九パーセント以下である者（計画期間の各年度の前年度に係る電気需要最適化評価原単位を当該各年度の四年度前の年度に係る電気需要最適化評価原単位で除して得た割合を四乗根して得た割合のいずれかが九十九パーセントを超える場合を除く。）

3　第一項の規定にかかわらず、法第百三十五条第二項の規定による計画（以下この項において「計画」という。）については、計画を提出する年度の前年度からその内容に変更がないときは、計画を最後に提出した日から起算して五年を超えない範囲内で認定管理統括貨客輸送事業者が定める期間の終期の属する年度の六月末日までに、様式第十二による計画書一通を提出すれば足りる。

（認定管理統括貨客輸送事業者の定期の報告）

第二十条　法第百三十六条第一項の規定による報告は、毎年度六月末日までに、様式第十三による報告書一通を提出してしなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期限までに行うことが困難であるときは、国土交通大臣が当該事由を勘案して定める期限までに提出してしなければならない。

第二十一条　法第百三十六条第一項の国土交通省令で定める事項は、前年度における次に掲げる事項とする。

一・二　（略）

三　法第百三条第一項又は第百二十七条第一項に規定する判断の基準の遵守状況及び法第百三条第三項又は第百二十七条第三項に規定する指針に従って講じた措置の状況その他のエネルギーの使用の合理化等に関し実施した措置

四・五　（略）

六　非化石エネルギーの使用状況

七　（略）

（貨客輸送連携省エネルギー計画の認定の申請）

第二十二条　法第百三十八条第一項の規定により貨客輸送連携省エネルギー計画の認定の申請をしようとする貨客輸送事業者（以下この条において「申請者」という。）は、共同で、様式第十四による申請書及びその写し各一通を、国土交通大臣に提出しなければならない。

2　国土交通大臣は、法第百三十八条第一項の規定により貨客輸送連携省エネルギー計画の提出を受けた場合において、速やかに同条第四項の定めに照らしてその内容を審査し、当該貨客輸送連携省エネルギー計画の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として一月以内に、当該認定に係る申請書の正本に次のように記載し、これに記名押印し、これを認定書として申請者に交付するものとする。

「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第百三十八条第一項の規定に基づき認定する。」

3　（略）

（新設）

（認定管理統括貨客輸送事業者の定期の報告）

第二十条　法第百三十二条第一項の規定による報告は、毎年度六月末日までに、様式第十三による報告書一通を提出してしなければならない。

第二十一条　法第百三十二条第一項の国土交通省令で定める事項は、前年度における次に掲げる事項とする。

一・二　（略）

三　貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関する法第九十九条第一項に規定する判断の基準又は旅客の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関する法第百二十三条第一項に規定する判断の基準の遵守状況及び貨物の輸送に係る電気の需要の平準化に資する措置に関する法第九十九条第二項に規定する指針又は旅客の輸送に係る電気の需要の平準化に資する措置に関する法第百二十三条第二項に規定する指針に従って講じた措置の状況その他のエネルギーの使用の合理化等に関し実施した措置

四・五　（略）

（新設）

六　（略）

（貨客輸送連携省エネルギー計画の認定の申請）

第二十二条　法第百三十四条第一項の規定により貨客輸送連携省エネルギー計画の認定の申請をしようとする貨客輸送事業者（以下この条において「申請者」という。）は、共同で、様式第十四による申請書及びその写し各一通を、国土交通大臣に提出しなければならない。

2　国土交通大臣は、法第百三十四条第一項の規定により貨客輸送連携省エネルギー計画の提出を受けた場合において、速やかに同条第四項の定めに照らしてその内容を審査し、当該貨客輸送連携省エネルギー計画の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として一月以内に、当該認定に係る申請書の正本に次のように記載し、これに記名押印し、これを認定書として申請者に交付するものとする。

「エネルギーの使用の合理化等に関する法律第百三十四条第一項の規定に基づき認定する。」

3　（略）